第1019回教育委員会

平成27年12月24日 県庁舎教育委員室

1	日日	\triangle	ケ然の吐
1	開	\equiv	午後2時

- 2 会議録署名委員の指名
- 3 会期の決定
- 4 報 告
 - (1) 文化審議会答申(史跡名勝天然記念物等の指定等)について (文化財・生涯学習課)
 - (2) 平成28年度県立米沢工業高校専攻科入学者選抜第2次募集について (高校教育課)
 - (3) 平成28年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況(11月末現在) (高校教育課)
 - (4) 平成27年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について (スポーツ保健課)
- 5 議 題
 - 議第1号 山形県あかねケ丘陸上競技場の指定管理者の指定について (スポーツ保健課)
 - 議第2号 山形県教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則の制定について (総務課)
 - 議第3号 教職員の人事について (総務課教職員室)
- 6 閉 会

文化審議会答申(史跡名勝天然記念物等の指定等)について

平成27年11月20日(金)開催の国の文化審議会(会長 宮田 亮平) において、新たに史跡名勝天然記念物等の指定等について、文部科学大臣に答申されましたので、報告いたします。

記

1 今回答申された山形県内の史跡名勝天然記念物等 新規指定 **史跡 舘山城跡** (詳細は別紙1のとおり) 追加指定 **史跡 嶋遺跡** (詳細は別紙2のとおり)

2 答申された史跡名勝天然記念物等の概要

<全国>

	新規指定等	累計			
史跡(うち特別史跡)	9 (0) 件	1,759 (61)件			
名勝(うち特別名勝)	2 (0) 件	398 (36) 件			
天然記念物(うち特別天然記念物)	5 (0) 件	1,021 (75)件			
合計	16(0)件	3, 178 (172) 件			

<山形県>

	新規・追加指定等	累計
史跡 (うち特別史跡)	2 (0) 件	28 (0)件
名勝 (うち特別名勝)	0 (0) 件	9 (0)件
天然記念物(うち特別天然記念物)	0 (0) 件	16 (3)件
合計	2 (0) 件	53 (3)件

^{*「}名勝史跡山寺」は、それぞれの種別で1件として数えた。

別紙1

- 2 所在地 米沢市大字舘山ほか
- 3 面積 63,367.29㎡
- 4 概要
- (1) 特色

伊達家が勢力を拡大した天正15~19年(1587~1591)にかけての中心的な城館跡。山城と山麓居館跡が良好な状態で残り、陸奥国南部の有力大名の城館の構造だけでなく、中世社会の動向を知る上で重要。(戦国大名伊達家の中心的な城館跡で、城館の構造や中世社会の動向を知る上で重要。)

(2) 説明

米沢盆地西縁の丘陵地の東端、小樽川と大樽川の合流地点付近の標高 310~330mの丘陵先端に立地する山城と山麓部の館跡からなる城跡。 「伊達治家記録」に見える舘山城に比定されている。山城は土塁や堀切で区画された3つの曲輪から成り、全長は約320mである。米沢市教育委員会の発掘調査の結果、伊達家が治世にあたった16世紀代と上杉家の米沢 「大きない 日本の 17世紀前半の遺構があることが判明した。

山麓部の居館群は米沢市教育委員会による発掘調査で16世紀代の遺構 が検出され、第山東館では、掘立柱建物や庭園の可能性のある池状遺構、 井戸跡等が検出されている。

舘山城跡は、伊達家が版図を拡大した天正15年(1587)~19年(1591)にかけて政治的・軍事的な拠点となった城館であるとともに、山城と同時期の山麓居館跡が良好な状態で残っている。陸奥国南部の有力大名の城館の構造だけでなく、中世社会の動向を知る上で重要である。

用語解説

だてじか(け) きるく 伊達治家記録 伊達家の正式な歴史書。

比定 比較して推定すること。

土塁 防御のための土手。

堀切 尾根筋を切断した堀。

48 th 出土型などの防御施設で囲まれた平坦面。

たゅうほう (ぶ) 入 封 土地を与えられその領域に入ること。

ほったてばしらたてもの 掘立柱建物 地面に穴を掘り、そこに柱を立てた建物。

版図 一国の領域・領土。

たでも 虎口 城館の要所にある出入り口。



1 舘山城跡(全景)



2 舘山城跡(山城虎口 やまじろこぐち)



3 舘山城跡(東館調査風景)



4 舘山城跡(北館)

別紙2

- 1 名 称 嶋遺跡
- 2 所在地 山形市嶋北
- 3 面 積 8,845.00 m² (追加指定)
- 4 追加指定について

打込式の柱によって構築される建物群を中心に、その周辺の低地部から は各種木製品が多量に出土しており、古墳時代後期(6世紀後半)の東北 地方における集落構造や生活様式の復元が可能になる稀有な遺跡。新たに 史跡内と同様の遺構・遺物が確認された部分を追加指定する。

5 史跡概要

低湿地に営まれた古墳時代後期の集落跡である。

昭和37~39年に山形県、山形市及び島遺跡保存会が、計6次の発掘 調査を実施した。その結果、住居跡や高床式の倉庫跡と共に、多数の土器・ 木製品が出土した。特に木製品には、鞍・弓など古墳の副葬品と共通するも のをはじめ、杵・梯子・木製容器など多種多様のものがあり、東北地方にお ける古墳文化期の集落跡として学術的な価値が高いとして、昭和41年12 月19日に国の史跡に指定された。

平成18年度に、山形市教育委員会が遺跡の内容確認のための発掘調査を 実施したところ、既指定地の周辺部にも史跡内と同様の遺構・遺物が広がる ことが確認されたことから、平成22年2月22日に追加指定を受けた。 現在、山形市が「嶋遺跡公園」として整備中である。



1 嶋遺跡 (遠景)



2 嶋遺跡 (遠景)

青線:既指定地 赤線:追加指定地



3 嶋遺跡 (調査風景)



4 嶋遺跡(木製品出土状況)

山形県内の国指定史跡

	指定年月日	名称	よみがな	所在地
1	S7. 3. 25	山寺	やまでら	山形市
2	S7. 4. 25	城輪柵跡	きのわのさくあと	酒田市
3	S10. 6. 7	上杉治憲敬師郊迎跡	うえすぎはるのりけいしこうげいあと	米沢市
4	S26. 6. 9	旧致道館	きゅうちどうかん	鶴岡市
5	S41. 12. 19	嶋遺跡	しまいせき	山形市
6	S52. 2. 17	日向洞窟	ひなたどうくつ	高畠町
7	S54. 10. 23	堂の前遺跡	どうのまえいせき	酒田市
8	S55. 5. 24	稲荷森古墳	いなりもりこふん	南陽市
9	S55. 6. 3	大立洞窟	おおだちどうくつ	高畠町
10	S55. 9. 11	一の沢洞窟	いちのさわどうくつ	高畠町
11	S58. 4. 26	火箱岩洞窟	ひばこいわどうくつ	高畠町
12	S59. 1. 11	米沢藩主上杉家墓所	よねざわはんしゅうえすぎけぼしょ	米沢市
13	S59. 5. 25	旧鐙屋	きゅうあぶみや	酒田市
14	S60. 12. 21	延沢銀山遺跡	のべさわぎんざんいせき	尾花沢市
15	S61. 5. 28	山形城跡	やまがたじょうあと	山形市
16	S62. 1. 26	西沼田遺跡	にしぬまたいせき	天童市
17	S62. 5. 12	新庄藩主戸沢家墓所	しんじょうはんしゅとざわけぼしょ	新庄市
18	H1. 8. 11	松ヶ岡開墾場	まつがおかかいこんじょう	鶴岡市
19	H2. 2. 22	出羽仙台街道 中山越	でわせんだいかいどう なかやまごえ	最上町
20	Н9. 7. 28	一ノ坂遺跡	いちのさかいせき	米沢市
21	Н9. 9. 11	羽州街道 楢下宿・金山越	うしゅうかいどう ならげしゅく・か なやまごえ	上山市
22	H12. 9. 6	古志田東遺跡	ふるしだひがしいせき	米沢市
23	H12. 9. 21	下小松古墳群	しもこまつこふんぐん	川西町
24	H14. 12. 19	小国城跡	おぐにじょうあと	鶴岡市
25	H20. 3. 28	鳥海山	ちょうかいざ (さ) ん	遊佐町
26	H21. 2. 12	左沢楯山城跡	あてらざわたてやまじょうあと	大江町
27	H26. 10. 6	慈恩寺旧境内	じおんじきゅうけいだい	寒河江市

平成28年度山形県立米沢工業高等学校専攻科入学者選抜第2次募集実施要項

山形県教育委員会

平成28年度山形県立米沢工業高等学校専攻科入学者選抜第2次募集は、平成28年度山形県立高等学校入学者選抜基本方針に定めるもののほか、この要項に定めるところにより実施する。

1 募集人員

設置学科	コース	分 野	募集人員
	情報技術コース		3名
生産情報	生産技術コース	精密加工分野	約2名
	上屋投削コース	生産デザイン分野	約3名

2 志願資格

次の各号の一に該当する者

- (1) 高等学校若しくはこれに準ずる学校又は中等教育学校を、卒業又は平成28年3月卒業見込みの者
- (2) 学校教育法施行規則第150条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

3 募集公告

県教育委員会の募集についての公告は、平成27年12月18日(金)に県公報によって行う。 県立米沢工業高等学校長は、この公告に基づき募集する。

4 募集要項

- (1) 県立米沢工業高等学校では、募集要項に、志願資格、設置学科、入学定員、教育課程の概要、出願手続、検査日時、検査教科、携行品、受検上の注意、合格発表の日時、入学後の経費、簡易開示に関する記述等を明確に記載する。
- (2) 県立米沢工業高等学校長は、募集要項1部(入学願書も添付)を平成27年12月24日(木) 必着で、県教育庁高校教育課長あて提出する。

5 出願書類の交付

出願に必要な書類は、県立米沢工業高等学校において交付する。

6 出願期間

平成28年1月4日(月)から平成28年1月15日(金)正午までとする。 郵送の場合でも締切日時までに必着とする。

7 提出書類

(1)入学願書

学校所定のものに入学者選抜手数料として 2,200 円の山形県収入証紙を貼り、消印はしないこと。

(2) 履歴書・身上書

学校所定のもの。貼付する写真は、最近3か月以内に撮影した正面顔写真とし、脱帽し、大きさは4cm×5cm のもの。

(3)調査書

高等学校卒業(卒業見込み)の者は、当該高等学校の調査書。 高等学校を卒業していない者は、同等以上の学力を証明する書類とする。

(4) 健康診断書

県立米沢工業高等学校所定の様式で、平成27年4月1日以降に受診したものとする。 卒業見込みの者は在学校の健康診断の写しでもよい。

8 選 抜

提出書類によるほか、次のとおり小論文及び面接(プレゼンテーションを含む)により行う。

- (1)期日 平成28年1月23日(土)
- (2) 場 所 県立米沢工業高等学校
- (3) 選考方法

ア 小論文(50分)

イ 面接(15分程度)

9 合格発表

平成28年1月27日(水)午後3時予定

10 その他

細部については、平成28年度山形県立米沢工業高等学校専攻科入学者選抜第2次募集要項によることとし、県立米沢工業高等学校に問い合わせること。

| 資料 平成27年12月24日 教育庁・総務部

平成28年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況(11月末現在)

		希望者数(人)		内定者数(人)		内定率(%)			未内定者数(人)				
		県内	県外	合計	県内	県外	合計	県内	県外	合計	県内	県外	合計
	本年	2,376	703	3,079	2,071	620	2,691	87.2	88.2	87.4	305	83	388
	公立	1, 580	533	2, 113	1, 405	485	1,890	88. 9	91.0	89. 4	175	48	223
	私立	796	170	966	666	135	801	83. 7	79. 4	82.9	130	35	165
	村山	1, 120	167	1, 287	950	129	1,079	84.8	77. 2	83.8	170	38	208
県内	最上	146	74	220	125	65	190	85.6	87.8	86.4	21	9	30
地区	置賜	470	152	622	423	144	567	90.0	94. 7	91. 2	47	8	55
	庄内	640	310	950	573	282	855	89. 5	91.0	90.0	67	28	95
	前年	2,456	699	3,155	2,130	605	2,735	86.7	86.6	86.7	326	94	420
文	前年比	▲ 80	4	▲ 76	▲ 59	15	▲ 44	0. 5	1.6	0.7	▲ 21	▲ 11	▲ 32

^{*} 本調査には、縁故・自営・公務員を含んでいる。内定率の増減はポイント数である。

平成27年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について

1 対 象 小学校第5学年・中学校第2学年(全国悉皆調査)

※本県実施校及び人数

小学校	264 校	男子 4,836 名	女子 4,631 名	合計 9, 467 名
中学校	107 校	男子 4,890 名	女子 4,898 名	合計 9,788 名

※本調査は H20 年度から実施。H22 年度から 24 年度は抽出調査 (H23 は震災のため中止)

2 体力・運動能力調査結果

(1) 体力合計点 (実技調査した8種目の合計点) (全国差は公立学校全国平均値との比較)

		山形県	全国	全国差	H26 山形県	前年度との差
小学校 第5学年	男子	53.36 点	53.80 点	-0.44	53.61 点	-0.25
	女子	55.71 点	55.18 点	+0.53	55.76 点	-0.05
中学校	男子	42. 33 点	41.89 点	+0.44	41.68 点	+0.65
第2学年	女子	49. 22 点	49.08 点	+0.14	48.79 点	+0.43

(2) 種目別結果

		全国平均値を上回った項目	全国平均値を下回った項目		
小学校 第5学年	男子	・握力・ボール投げ	・長座体前屈 ・50m 走		
	女子	・握力 ・上体起こし ・反復横とび ・20m シャトルラン・立ち幅とび・ボール投げ	・長座体前屈 ・50m 走		
中学校 第2学年	男子	・握力 ・持久走 ・20m シャトルラン ・立ち幅とび ・ボール投げ	・反復横とび		
	女子	・持久走 ・20m シャトルラン ・50m 走	・反復横とび ・立ち幅とび		

3 運動習慣、運動やスポーツに関する意識調査結果 (<mark>網掛け</mark>は、全国と比べ良好な県平均)

	小 学	之 校 第	第 5 ²	学 年	中学校第2学年			
質 問 内 容	男	男子		女子		子	女子	
	県平均	全国平均	県平均	全国平均	県平均	全国平均	県平均	全国平均
運動部・スポーツクラブ への所属(加入)	<mark>73. 3%</mark>	72.0%	<mark>53. 2%</mark>	50. 2%				
運動部所属 複数回答可 (運動部)					<mark>87. 3%</mark>	77.6%	<mark>65. 7%</mark>	57.0%
運動部所属 複数回答可 (スポーツクラブ)					<mark>15. 6%</mark>	15. 1%	<mark>11. 9%</mark>	8.4%
1週間の総運動時間の平均(分)(体育授業除く)	504. 9	597.5	323. 8	351.7	908. 0	914. 0	<mark>681. 6</mark>	654. 0
運動やスポーツをすること(好き・やや好き)	93. 7%	93. 9%	<mark>89. 0%</mark>	88.0%	<mark>90. 4%</mark>	89.6%	<mark>81. 2%</mark>	79. 2%
運動やスポーツをすること(得意・やや得意)	82. 6%	83. 1%	<mark>72. 3%</mark>	70.3%	<mark>75. 6%</mark>	73. 2%	<mark>59. 1%</mark>	55. 7%
体育の授業は楽しい (楽しい・やや楽しい)	94. 4%	94. 5%	<mark>92. 2%</mark>	91.0%	<mark>90. 9%</mark>	88. 2%	<mark>86. 0%</mark>	82. 5%

議第 1 号

山形県あかねケ丘陸上競技場の指定管理者の指定について

山形県あかねケ丘陸上競技場の指定管理者の指定について、地方自治法(昭和 22 年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、次のとおり指定する。

1 公の施設の名称 山形県あかねケ丘陸上競技場

2 指定する団体 山形市長苗代61番地

公益財団法人山形市体育協会

3 指定の期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

提案理由

山形県あかねケ丘陸上競技場の指定管理者を指定するため提案するものである。

平成 27 年 12 月 24 日提出

山形県教育委員会 教育長 菅 野 滋

議第 2 号

山形県教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則の制定について

山形県教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の 一部を改正する規則を次のように制定する。

山形県教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関す る規則の一部を改正する規則

山形県教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成19年2月県教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号口を次のように改める。

ロ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律 (平成14年法律第153号)第3条第1項に規定する署名用電子証明書 附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

提案理由

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)の一部改正に伴い、規定の整備を図るため提案するものである。

平成 27 年 12 月 24 日提出

山形県教育委員会 教育長 菅 野 滋 山形県教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を 改正する規則

■改正動機

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部改正(※)

(※)「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う 関係法律の整備等に関する法律(平成25年法律第28号)」

<法改正の概要>

- ・電子署名に係る認証業務の実施主体を、都道府県知事から地方公共団体情報システム機構へ変更。実施主体の変更に伴い、法律名も「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に改正。
- ・既存の「署名用の電子証明」に加え、インターネット上で情報を閲覧するための「利用 者証明用の電子証明」の仕組みの創設。

■改正内容

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部改正に伴い規定の整備を行うもの

■施行日

平成28年1月1日

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う 関係法律の整備等に関する法律」の施行日と同日。

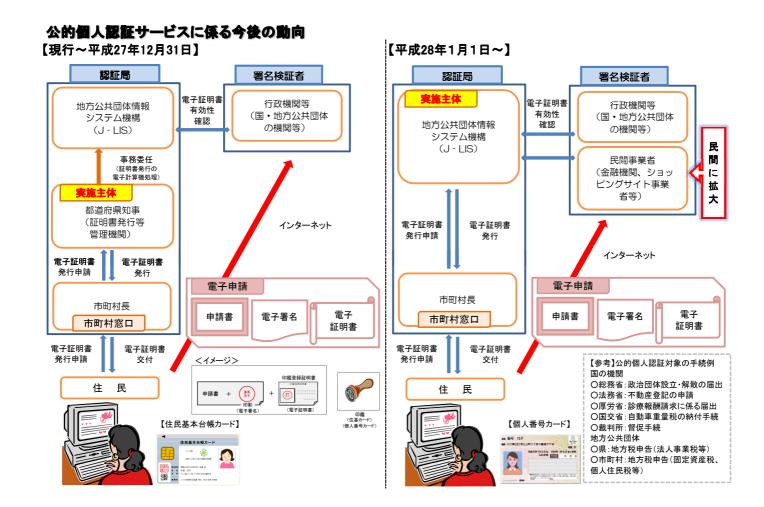
山形県教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則

県の機関等に係る申請、届出その他の手続等に関して、オンライン(インターネット利用)により行うことができるようにするための共通事項を定めた「山形県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」に基づき、教育委員会に係る手続等をオンラインにより行うことに関して具体的、技術的な方法及び要件を規定している。

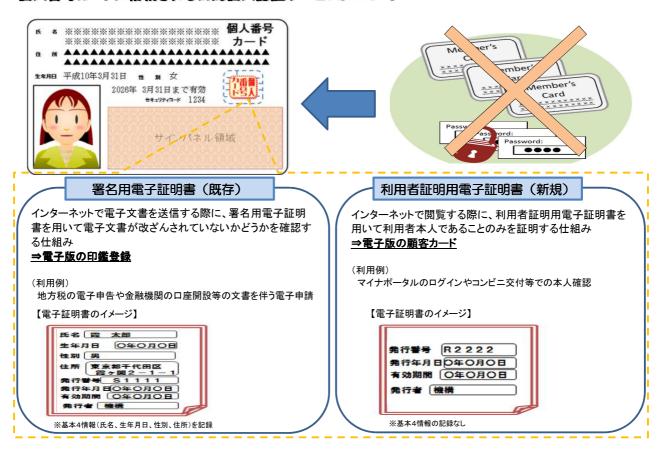
<主な規定内容>

- ① オンラインによる申請者が氏名・名称を明らかにする必要がある(署名、押印等をする必要がある)場合は、電子署名を必要とすること
- ② 申請書の添付書類についても、オンラインによる提出を可能とすること
- ③ 法令、条例等に基づく手続以外の手続についても、オンライン処理を可能とすること





個人番号カードに格納される公的個人認証サービスについて



山形県教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(案)新旧対照表

現 行 改正案

(定義)

- 第2条 この規則において使用する用語は、特別の定第2条 この規則において使用する用語は、特別の定 用する用語の例による。
- 2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義 は、当該各号に定めるところによる。
 - (1)及び(2) 一略一
 - の使用に係る電子計算機から検証できるものに 限る。)をいう。

イ 一略一

ロ 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に 関する法律(平成14年法律第153号)第3条 第1項に規定する電子証明書

ハ及びニ 一略一

(定義)

- めのある場合を除くほか、山形県行政手続等におけ めのある場合を除くほか、山形県行政手続等におけ る情報通信の技術の利用に関する条例(平成 18 年) る情報通信の技術の利用に関する条例(平成 18 年) | 12 月県条例第 62 号。以下「条例」という。) で使| | 12 月県条例第 62 号。以下「条例」という。) で使| 用する用語の例による。
 - は、当該各号に定めるところによる。
 - (1)及び(2) -略-
- (3) 電子証明書 次に掲げるもの(教育委員会等 (3) 電子証明書 次に掲げるもの(教育委員会等 の使用に係る電子計算機から検証できるものに 限る。)をいう。

イ 一略一

ロ 電子署名等に係る地方公共団体情報システ ム機構の認証業務に関する法律(平成 14 年法 律第 153 号) 第 3 条第 1 項に規定する署名用電 子証明書

ハ及びニ 一略一

【改正後】山形県教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則

平成19年2月2日山形県教育委員会規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、教育委員会等に係る手続等(法令又は条例等(条例及び教育委員会規則をいう。以下同じ。)に基づくもの以外のものを含む。)を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この規則において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、山形県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成18年12月県条例第62号。以下「条例」という。)で使用する用語の例による。
- 2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 教育委員会等 教育委員会又はこれに置かれる機関をいう。
 - (2) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項に規定する 電子署名であって当該電子署名を行った者に係る電子証明書とともに送信されるものをいう。
 - (3) 電子証明書 次に掲げるもの(教育委員会等の使用に係る電子計算機から検証できるものに限る。)をいう。
 - イ 商業登記法(昭和38年法律第125号)第12条の2第1項及び第3項(これらの規定を他の法令の規定において準用する場合を含む。)の規定に基づき登記官が作成した電子証明書
 - ロ <u>電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153</u> 号)第3条第1項に規定する署名用電子証明書
 - ハ 電子署名及び認証業務に関する法律第8条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書(電子署名及び認証業務に関する法律施行規則(平成13年総務省、法務省、経済産業省令第2号)第4条第1号に規定する電子証明書をいう。)
 - ニ 申請等を行う者又は教育委員会等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成される電磁的記録であって、教育 長が適当と認めるもの

(電子情報処理組織による申請等)

- 第3条 条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、申請等を書面等により行うときに条例等の規定により書面等に記載すべきこととされている事項その他教育委員会等が必要と認める事項を当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機(教育長が定める技術的基準に適合するものに限る。以下同じ。)から入力してこれを送信することにより申請等を行わなければならない。
- 2 前項の申請等を行う者は、申請等を書面等により行うときに条例等の規定により併せて提出すべきこととされている書面等(以下「添付書類」という。)に記載されている事項又は記載すべきこととされている事項(前項に掲げるものを除く。以下「添付書類記載事項」という。)を当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力してこれを送信し、添付書類記載事項が記録された磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)を提出し、又は添付書類記載事項が記載された書面等若しくは添付書類を提出しなければならない。ただし、添付書類のうち教育長が定めるものについては、当該添付書類を提出しなければならない。
- 3 第1項の申請等のうち氏名又は名称を明らかにする必要があるものとして教育長が定めるものを行う 者は、当該申請等に係る情報に電子署名を行わなければならない。
- 4 条例等の規定により同一内容の書面等を複数必要とする申請等(副本又は写しを正本と併せて提出する必要があるものを含む。)について、第1項の申請等が行われたときは、当該申請等に係る必要な数の書面等が提出されたものとみなす。

- 5 第1項の申請等を行う者は、第6条第1項の規定により電子署名を送信するときは、添付書類のうち 教育長が定めるものに記載されている事項又は記載すべきこととされている事項の送信及び当該事項が 記載された書面等の提出を省略することができる。
- 6 教育委員会等は、第1項の申請等を行う者が添付書類記載事項を送信したときは、当該添付書類記載 事項の確認のために必要な限度において、添付書類を提出させることができる。

(電子情報処理組織による処分通知等)

- 第4条 教育委員会等は、前条第1項の申請等に対する処分通知等を行う場合は、当該処分通知等を受けるべき者があらかじめ書面等によって当該処分通知等を受けることを求めるときを除き、条例第4条第1項の規定により当該処分通知等を電子情報処理組織を使用して行うことができる。
- 2 教育委員会等は、前項の処分通知等を行うときは、条例等の規定により当該処分通知等について書面 等に記載すべきこととされている事項を、教育委員会等の使用に係る電子計算機から入力し、教育委員 会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。
- 3 教育委員会等は、処分通知等を受けるべき者が当該処分通知等をその使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することが可能になったときから24時間以内に記録しない場合その他教育委員会等が必要と認める場合は、前項の規定にかかわらず、書面等により当該処分通知等を行うことができる。 (電磁的記録による作成等)
- 第5条 教育委員会等は、条例第6条第1項の規定により電磁的記録の作成等を行うときは、作成等を書面等により行うときに条例等の規定により書面等に記載すべきこととされている事項を教育委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスクをもって調製する方法により行うものとする。

(氏名又は名称を明らかにする措置)

- 第6条 条例第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、電子署名とする。ただし、第3条第1項の規定により入力した事項により氏名又は名称が明らかとなる手続等で教育長が定めるものについては、当該措置を省略することができる。
- 2 条例第4条第4項及び第6条第3項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、電子署名とする。

(その他の手続等)

- 第7条 教育委員会等に係る手続等のうち、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条から第6条までの規定の適用を受けるものを電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合については、法令に特別の定めのある場合を除くほか、条例及びこの規則の規定の例による。
- 2 教育委員会等に係る手続等のうち、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条から第6条までの規定又は条例第3条から第6条までの規定の適用を受けないものを電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合については、特別の定めのある場合を除くほか、条例及びこの規則の規定の例による。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、教育委員会等に係る手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことに関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成19年3月1日から施行する。

附則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。